

平成 2 8 年 定例第 2 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 2 8 年 6 月 3 日

閉 会 平成 2 8 年 6 月 1 6 日

新 得 町 議 会

平成 2 8 年定例第 2 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (2 8 . 6 . 3)

○開会の宣告		4
○開議の宣告		4
○日程第 1	会議録署名議員の指名	 4
○日程第 2	会期の決定	 4
○諸般の報告(第 1 号)		4
○行政報告		5
○日程第 3	議案第 3 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について...	5
○日程第 4	議案第 3 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について...	7
○日程第 5	議案第 4 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の 変更について	... 9
○日程第 6	議案第 4 1 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
○日程第 7	議案第 4 2 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について...	1 0
○日程第 8	議案第 4 3 号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利 用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について	 1 0
○日程第 9	議案第 4 4 号 平成 2 8 年度新得町一般会計補正予算	 1 1
○日程第 1 0	意見案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書	 1 5
○日程第 1 1	意見案第 2 号 平成 2 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書...	1 5
○日程第 1 2	意見案第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 へ の復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡 充と就学保障の充実「3 0 人以下学級」の実現を 目指す教職員定数改善に向けた意見書	 1 5

○日程第 1 3	意見案第 4 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直し とすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校 教育を求める意見書	1 6
○休会の議決			1 6
○散会の宣告			1 6

第 2 日（2 8 . 6 . 1 4）

○開議の宣告		1 9
○日程第 1	一 般 質 問	1 9
〔一般質問〕		
湯 浅 真 希議員	・町立高校設置検討について	1 9
村 田 博議員	・N P O 法人かりかち工房の活動場所について	2 3
長 野 章議員	・町立高等学校の設置は慎重に	2 5
	・歴史的建造物の保存は	3 0
貴 戸 愛 三議員	・役場庁舎耐震対策は	3 2
○休会の議決		3 5
○散会の宣告		3 5

第3日（28. 6. 16）

○開議の宣告	39
○諸般の報告(第2号)	39
○日程第1 議案第45号 教育委員会教育長の任命同意について	39
○日程第2 議案第46号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	41
○日程第3 議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	41
○日程第4 議案第48号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	42
○日程第5 議案第49号 平成28年度新得町一般会計補正予算	43
○日程第6 議案第50号 平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	47
○日程第7 議案第51号 議員派遣の件	48
○日程第8 意見案第1号 審査結果について	49
○日程第9 意見案第2号 審査結果について	49
○日程第10 意見案第3号 審査結果について	50
○日程第11 意見案第4号 審査結果について	50
○日程第12 閉会中の継続審査及び調査の申し出について	51
○閉会の宣告	52

第 1 日

平成 2 8 年第 2 回新得町議会定例会（第 1 号）

平成 2 8 年 6 月 3 日（金曜日）午前 1 0 時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第 1 号）
		行政報告
3	議 案 第 3 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
4	議 案 第 3 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
5	議 案 第 4 0 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
6	議 案 第 4 1 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
7	議 案 第 4 2 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
8	議 案 第 4 3 号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
9	議 案 第 4 4 号	平成 2 8 年度新得町一般会計補正予算
1 0	意 見 案 第 1 号	地方財政の充実・強化を求める意見書
1 1	意 見 案 第 2 号	平成 2 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
1 2	意 見 案 第 3 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実「3 0 人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善に向けた意見書

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 3	意 見 案 第 4 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

行政報告

議案第38号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第39号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第40号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第41号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第42号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第43号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第44号	平成28年度新得町一般会計補正予算
意見案第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書
意見案第2号	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
意見案第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善に向けた意見書
意見案第4号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	浜	田	正	利
教 育 委 員 会 委 員		長	浦	山	兼	一
監 査 委 員			下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	田	中	透	嗣
総 務 課		長	武	田	芳	秋
地 域 戦 略 室		長	佐	藤	博	行
町 民 課		長	渡	辺	裕	之
保 健 福 祉 課		長	坂	田	洋	一
施 設 課		長	鈴	木	隆	義
産 業 課		長	鈴	木	義	夫
税 務 出 納 課		長	木	村	秀	光
児 童 保 育 課		長	鈴	木	貞	行
産 業 課 長 補 佐			福	原	浩	之
産 業 課 長 補 佐			佐 々 木		隼	人
屈 足 支 所		長	金	田		将
庶 務 係		長	小	林	健	利
財 政 係		長	桑	野	恒	雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	斉	藤	仁
学 校 教 育 課 長	石	塚	将 照

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	初	山	一 也
---------	---	---	-----

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	西	山	喜 代 司
書 記	菊	地	克 浩

◎開 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成28年定例第2回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時02分)

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員を指名いたします。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川議会運営委員長。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第2回定例町議会の会期につきましては、去る5月30日、午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から6月16日までの14日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から6月16日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの14日間と決しました。

◎諸般の報告（第1号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 5月10日、臨時第3回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

2ページにまいりまして、5月18日に厚生協会わかふじ寮の職員2名が来庁されました。内容は、厚生協会の運営全般について、職員の立場で改善をしていく、そういう組織がありまして、その中の1つに木のおもちゃを木育という視点で、本年4月以降誕生する町民の子どもたちにプレゼントをするという、そういう提案がありました。

行政としても、出生に関して、わかふじのほうに協力をしていくということで、合意をしました。

なお、転入者についても、一部、プレゼントをするということで、拡大することにしておりまして、「木のまち新得」という意味でも、非常にありがたいことだというふうに思っておりますので、木育の視点で、これからも続けていければいいなというふうに思っているところであります。

次に4ページに、6月2日、オリックス自動車古池執行役員のほか、職員のかたが来庁されました。内容は、新得観光協会が事業主体となり、5月10日から10月末日までの間、各方面から要望がありましたレンタカー事業を取り組むことで動いておりますが、その提携先がオリックスということで、来庁いただいたところであります。

これから本格的なシーズンに向け、新得の観光にとってもプラスになるということで期待をするところであります。

次に同じ6月2日、新得高等支援学校協力会の設立総会が開催されました。これは本年開校しました支援学校の運営全般にわたり、地元として協力していく会で、設立されたものであります。

会長には、現社会福祉協議会会長の赤木氏が就任、事務局は学校になりました。スタートしたばかりで戸惑いもありますが、あらためて学校運営全般にわたりまして、皆様のご協力を切にお願いするところであります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第38号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第38号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員として、住所、新得町字新得基線85番地、氏名、鈴木弘行氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏は、昭和34年5月生まれの57歳で、昨年5月8日より委員を務めておられ、前任者の残任期間の6月10日をもって任期満了となりますが適任でありますので、引き続

き選任いたしたく、議会のご同意を賜りますよう、お願い申し上げるしだいであります。
よろしくお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12人ですが、議長を除くと11人であり
ます。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、8番、廣山輝男議員、9番、柴田信昭議員、10
番、吉川幸一議員の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、8番、廣山輝男議員、9番、柴田信昭議員、10番、吉川幸一議員を立会人に
指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛
成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を
願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになって
おります。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

8番、廣山輝男議員、9番、柴田信昭議員、10番、吉川幸一議員、開票の立会人をお願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 1 票、

そのうち有効投票 1 1 票、

無効投票 0 票。

有効投票中 賛成 1 1 票、

反対 0 票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎日程第4 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第39号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第39号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員に、住所、新得町3条南6丁目1番地、氏名、高橋末治氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意を求めるものであります。

高橋氏は、昭和22年4月生まれの69歳で、平成22年6月から2期6年間この職にあります。6月25日をもって任期満了となりますが適任でありますので、引き続き選任いたしたく、議会のご同意をお願い申し上げるしだいであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12人ですが、議長を除くと11人であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、11番、高橋浩一副議長、1番、長野章議員、2番、村田博議員の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、11番、高橋浩一副議長、1番、長野章議員、2番、村田博議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

11番、高橋浩一副議長、1番、長野章議員、2番、村田博議員、開票の立会人をお願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数	11票、
そのうち有効投票	11票、
無効投票	0票。
有効投票中 賛成	11票、
反対	0票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

◎日程第5 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

◎日程第6 議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

日程第5、議案第40号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についておよび日程第6、議案第41号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、関連がありますので、町議会会議規則第37条の規定により一括して議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第40号、日程第6、議案第41号を一括して議題とすることに決しました。

日程第5、議案第40号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第6、議案第41号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第40号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、および議案第41号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明いたします。

それぞれ下段にあります提案理由でございますが、北空知学校給食組合の脱退により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1および北海道市町村総合事務組合規約別表第1、第2の改正が生じたため、地方自治法第286条第1項および同法第290条の規定に基づき、議決を経ようとするものであります。

それぞれ規約本文の説明朗読は省略させていただきます。

それぞれ附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第40号、議案第41号を一括して採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第40号、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

4ページ目をお開きください。

提案理由でございますが、北海道市町村職員退職手当組合理約第1条、第3条、第5条の表中の字句の整備、また、北空知学校給食組合の脱退により別表の改正が生じたため、地方自治法第286条第1項および同法第290条の規定に基づき、議決を経ようとするものでございます。

規約本文の説明朗読は省略させていただきます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第42号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第43号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第43号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木児童保育課長。

[鈴木貞行児童保育課長 登壇]

◎鈴木貞行児童保育課長 議案第43号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

5ページ目、4行目の提案理由でございますが、この条例は、第1条で「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」、第2条で「へき地保育所条例」の2つの条例の一部を改正する条例でございまして、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、多子世帯、ひとり親家庭等の利用者負担の軽減の拡充を図る

ため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に主な改正内容でございますが、1点目は多子世帯の年齢制限の撤廃で、特定教育施設・へき地保育所に通う市町村民税所得割合算額で7万7,101円未満の世帯と、特定保育施設に通う市町村民税所得割合算額で5万7,700円未満の世帯が対象で、軽減内容といたしましては、兄弟の順位の判定をする際の年齢制限を撤廃することにより、軽減対象者の拡大を図るものでございます。

2点目は、ひとり親家庭等の世帯が対象で、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の場合、第1子が通常の半額、第2子以降は無料となり、利用者負担の軽減の拡大を図るものです。

条例本文の説明は省略させていただきます。

4ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1条では、施行期日といたしまして、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第2条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する経過措置を、第3条では、へき地保育所条例の経過措置を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[鈴木貞行児童保育課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第43号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第44号 平成28年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第44号、平成28年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第44号、平成28年度新得町一般会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,071万3,000円を追加し、予算の総額を78億3,178万2,000円とするものでございます。

6ページ、歳出をお開きください。

2款、総務費の企画費、19節、負担金、補助及び交付金では、上佐幌地区において2棟7戸、トムラウシ地区において1棟3戸の社宅用住宅建設が予定されているため、定住住宅建設促進事業補助金を新たに計上しているほか、町づくり推進協議会補助金では、予算計上に誤りがありましたので、増額補正をさせていただきます。

3款、民生費は、財源の移動のみの補正でございます。

6 款、農林水産業費の畜産業費、19 節、負担金、補助及び交付金では、町営育成牧場の施設整備に対し補助事業の内示を受けましたので、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を、また、施設整備に伴う支援として、町営育成牧場哺育舎等施設整備事業補助金を、それぞれ新たに計上してございます。

なお、本事業の財源として過疎債の要望をしており、同意の際にはあらためて補正を提案させていただきます。

下段の農村総合整備事業費は、財源の移動のみの補正でございます。

7 ページに移りまして、7 款、商工費の商工振興費、17 節、公有財産購入費では、将来の住宅等建設用地の先行取得のため、土地取得に係る費用を新たに計上してございます。

10 款、教育費は、財源の移動のみの補正でございます。

4 ページ、歳入にお戻りください。

12 款、分担金及び負担金の農業費分担金では、道営事業農家負担軽減対策事業の延長に伴い、道営事業受益者分担金を減額してございます。

児童福祉費負担金および 13 款、使用料及び手数料では、幼児保育および幼児教育の多子軽減措置の拡充に基づき、保育所ならびに幼稚園の保育料を一部軽減したため、減額してございます。

15 款、道支出金の畜産業費補助金では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業に係る財源として、補助金を新たに計上してございます。

農村総合整備事業補助金では、道営事業農家負担軽減に係る財源として、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金を新たに計上してございます。

5 ページに移りまして、18 款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、公共施設整備基金を増額し、財政調整基金を新たに計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

〔田中透嗣副町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。10 番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 住宅等建設用地のことでちょっとお聞きしますけれども、こういうふうに土地の購入を、公営住宅と特定しますと、今、青写真ではどういうふうな考え方であそこの土地を購入して、公営住宅等を建てるのか。計画があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

◎菊地康雄議長 鈴木産業課長。

◎鈴木義夫産業課長 土地の購入目的というところから、説明をさせていただきますが、今回のこの取得につきましては、子育て世帯の支援、あるいは町外からの通勤者の対策、若者の単身赴任者向けの下宿、高齢者向けなどの住宅の整備というところに観点をおきまして、市街地の空き地を利活用しながら、そういった事業を進めたいというところで、土地取得をしております。

これまでの取り組みについては、昨年購入した土地もございます。それと、今回取得しようとする土地、合わせて全体の土地の形状面積をもとに、今後住宅の形態や規模、そういったものを検討していきたいというところの段階でございます。

◎菊地康雄議長 10 番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 今、購入されるところは、前回購入した、今回購入される、また町有

地等も隣にあり、結構広くなるという認識は持っております。

でも、今現在そういう計画なしでこの土地の購入というのは、町が「必要だから、この土地を売ってください」と言ったら、相手に対しては税金がかかるのか、かからないのか。相手は売るわけですから。どうしても町がほしいと言ったときは、個人的には税金がかかっていないと思いますけれども、こういう場合はどういうことになるのか、お答え願いたいと思います。

◎菊地康雄議長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 町が取得することに関しても、売買契約等をしまして、お金を払うことになりますので、それに関しては税金はかかっております。

ただ、一部優良宅地という減税方式をとっていますので、一般的な税金よりかは安くなっております。

◎菊地康雄議長 10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 最後ですけれども、ちょっと私の認識はどうしても町が「この土地がほしい」と言ったときは、相手は無税のような気がしたんですけれども、何割が税金かって、どこの部分が税金かからないのかという感じになると思いますが、お答え願いたいと思います。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時41分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時48分)

◎菊地康雄議長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 町が取得するにあたって、一応税金がかからないということはありません。

それと、収用法の関係でいいますと、現在目的がないので収用法にも該当しておりませんので、税金はかかります。

それと、取得する際に優良宅地として購入しますので、その分については、今後買った本人と税務署の協議によって、もしかしたらその部分が若干ですが軽減になる場合もございます。以上です。

◎菊地康雄議長 ほかに。1番、長野議員。

◎長野章議員 今の件なんですけれども、計画がないのに買うという、この辺がやはり1つ問題があるのではないかなというふうに、私は思うんですね。

もし買うんだったら、ちゃんと検討委員会なり設けて、一体どういうものに使っていくのか、あるといえば公営住宅みたいなものを建てるということなんですけれども、では本当にそういうふうに向かっていっているのかどうなのかというのが、分からないんですね。

買うたびにそういうお話しは聞くんですけれども、いつからどういうふうに手を付けて、どういうものを考えているのかということであれば、やはり自分たちで検討できなければ、これは検討委員会なりを設けて、やはりきちとした計画を持って、地主さんとお話しをして取得していくという、私はそういうのがいいと思うんですね。

今の状況で、「来年からこういうふうにします」というのであれば、それは今取得す

るのは構わないかなというふうに思うんですけれども、前回買ったときからもう1年たっているわけですが、その中で青写真が見えて来ない中で、今回隣接地ですから、取得するにはそれは必要なのかもしれませんが、一体どれだけの面積が必要で、どういうことを考えているのか、それらを議会に示してほしいなというふうに思うんですよね。

これは、町民のかたもそうだと思うんですけれども、空いている土地があるから、では町に「買ってください」と言ったときに、本当に町が対応できるのかどうなのか。

やはり計画を持って、「こういうものに使いたいから、ここを買いたい」ということであれば、これは町民の皆さん、それぞれ納得していただけるのだと思うんですけれども、今の説明ではやはり納得できないと思うんですよね。

だから「買ってくれ」と言われたところだけ買うのかということに、私はなりかねないというふうに思いますので、この辺やはりしっかりした計画を持って、やるなということではないですから、これは町民の皆さんもそうですから、なんとかそういった空き地やなんかを利用してというのは、皆さん思っているわけですし、ですからもう少し、やはり計画性を持ったものを提案していただいて、そして進むというふうにしていただきたいと思うんですけれども。

◎菊地康雄議長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 さきほども申しましたけれども、目的としては、中心市街地の空き地解消と、課題として捉えている子育て世代への支援住宅、町外からの通勤者対策、あと若者や単身者向けの住宅、あと高齢者向けの住宅等が現在課題になっていますので、そちらのほうを今、建てれるように、庁舎内で検討しているところであります。

ある程度のことがまとまり次第、議会のほうには報告していきたいと考えております。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 庁舎内で検討しているということですから、全く検討されていないわけではないですからいいですが、もう少し庁舎内ばかりではなく、そういったまちづくりの基本みたいなものですから、検討委員会なり私は設けて、まちの将来というか、そういったのも含めて検討していきながら、そこに何をつくっていくかということを検討されたほうが、買った土地が生きてくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺を進めていただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 庁舎内でまとめている素案等ができましたら、ある程度一般の町民、あるいは議会のほうにも説明していきまして、またそこでご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第44号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第10、意見案第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第11 意見案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

◎菊地康雄議長 日程第11、意見案第2号、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、産業文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は産業文教常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第12 意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善に向けた意見書

◎菊地康雄議長 日程第12、意見案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善に向けた意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、産業文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は産業文教常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第 13 意見案第 4 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第13、意見案第4号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題いたします。

お諮りいたします。

本件については、産業文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は産業文教常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、6月4日から6月13日までの10日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、6月4日から6月13日までの10日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 10時57分)

平成28年第2回新得町議会定例会（第2号）

平成28年6月14日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
1		一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜 田 正 利
教 育 委 員 会 委 員 長	浦 山 兼 一
監 査 委 員	下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	田 中 透 嗣
総 務 課 長	武 田 芳 秋
地 域 戦 略 室 長	佐 藤 博 行
町 民 課 長	渡 辺 裕 之
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一

施	設	課	長	鈴	木	隆	義
産	業	課	長	鈴	木	義	夫
税	務	出	長	木	村	秀	光
児	童	保	長	鈴	木	貞	行
消	防	署	長	増	田	和	彦
屈	足	支	長	金	田		将
庶	務	係	長	小	林	健	利
財	政	係	長	桑	野	恒	雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	齊	藤	仁
学	校	教	石	塚	将
社	会	教	岡	田	徳
学	校	教	嶋	倉	一
		育			寿
		課			
		長			
		補			
		佐			

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	初	山	一	也
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	西	山	喜	代
書			記	菊	地	克	浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎日程第1 一般質問

◎菊地康雄議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

[湯浅真希議員 登壇]

◎湯浅真希議員 私からは通告に従いまして、町立高校設置検討についてお伺いしていきたいと思います。

1. 町立高校設置検討について

平成26年9月、北海道教育委員会により、平成28年の募集を最後に道立新得高校の閉校が決定されました。このことはたいへん残念なことであります。

閉校が決定されてから現在まで、一般質問などでも町立高校設置について議論されてきたことと思います。過去のご答弁では、「町として、町民の皆様のニーズや課題を解決するためにも、将来の新得町を描くための議論は必要」、また「町民の全てのかたが関わり、将来にわたって町費を費やしても『町には高校が必要です』の理念について議論する場は必要」とのことでした。

そこで2点、お伺いいたします。

まず1点目に、町民意見交換会は本年2月に新得、屈足の1回ずつしか開かれておりません。議論する場は必要としながら、この回数が妥当とお考えなのかどうか。また、その場に出された意見をどのように認識されておられるのか。

2点目に、先日新聞でも報道されましたが、町立高校設置検討に係る専門職員の配置についてです。現状に至った経過と、今後はどのように進めていくお考えなのか、お伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浦山教育委員長。

[浦山兼一教育委員長 登壇]

◎浦山兼一教育委員長 湯浅真希議員のご質問にお答えいたします。

町立高校の設置検討についてですが、平成26年9月の定例町議会において、道立新得高校の存続運動の議論の整理が必要との意見がなされ、町立高校設置の可能性を検討するため、町民との議論の場を設定することとしたところであります。

その議論の場を開催するにあたり、開催に向けて準備会を4回実施し、本年2月に町民意見交換会を開催し、地域振興や人材育成の観点から「町には高校が必要である」という意思表示を町民の皆様にさせていただいたところであります。

その上で、2点のご質問に対し、お答えいたします。

まず、この町民意見交換会の回数についてですが、確かに本年2月に開催したきりで

ありまして、住民との対話という点につきましては、現時点では少ないと認識しております。

その際の町民意見交換会での意見についてですが、町立高校に反対、賛成と、設置に関する意見をいただいたのも事実ですが、その中で、材料が少ない中での提示であったため、「議論ができない」とのご指摘をいただいたところであります。

町といたしましては、より具体の姿を示し、町民の皆様を理解していただけるような学校像をお示しして、再度皆様にご意見をいただきたいと考えているところであります。

そこで、2点目のご質問と関連してまいります。その具体の姿をお示しするにあたりまして、学科の構成や教育内容の精査など、教育課程や学習指導要領などの専門的知識が求められ、また、町の資源をいかに高等教育というものに結びつけるかということが重要になり、これら専門的な業務に対応するには、専門職員の配置が必要であると考えております。

これら具体の姿を構想していくにあたり、まず、地域資源を活用した教育内容を展開した学科の構成が必要になります。

学科が決まれば、人件費などの費用負担や、地域への効果等も見えてきますし、そうすれば、意見交換会での意見もありました費用面についても、ある程度お示しできると考えております。

また、将来の町の姿を町民の皆様と共に描くため、教育内容に関わっての幅広いご意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

今後につきましては、スケジュールも含めて、その方針を明らかにしてまいり、さきほど申しましたが、意見交換会につきましては、これから学校像ができあがり次第、再度開催し、町民の皆様のご意見を伺いたいと考えております。以上です。

[浦山兼一教育委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 道立新得高校の閉校が発表されてから本年の2月まで、説明や議論する場が設けられなかったことはたいへん残念に思っております。「材料が少ない中で議論ができない」、「学科が決まれば」などの声もあるようですが、そのときどきで説明や検証できることもあったのではないのでしょうか。道立新得高校も少子化とはいえ、閉校になるスピードは早かったように思います。

今までさまざまな対応や支援もされてきましたが、そういったことに対する評価や検証はされているのでしょうか。道内には実際に運営されている町立高校が他町村にはあります。一概に比較することが難しくても、そういった具体例を出して、町民のかたがよりイメージしやすい説明を早いうちからしていく必要があったのではないかと思います。

情報の共有もされず、議論する場もなく、町民の意見は、どこまで公平に反映されるのでしょうか。現状でお名前も決まって、急に発表された専門職員の配置については、違和感を覚えます。若い人たちを交えた町民に対しての説明、議論が先ではなかったのでしょうか。

平成31年開校目標とされておりますが、目標ではなく、目的になっていないのでしょうか。町民の中には、「開校ありきのようで不安だ」という声もありますが、その点はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

◎菊地康雄議長 斉藤教育長。

◎斉藤仁教育長 お答えいたします。道立新得高校への対応や支援に対する評価検証についてですが、新得高校への対応や支援は、これまでも間口確保に向け、町を挙げて存続運動を展開してきており、平成18年度からは大学進学者入学資金補助など、高校に対する支援策を拡充し、地域に根ざした特色ある高校を目指し、取り組みを進めてきたところであります。

平成19年度には町内の入学者が前年度より10人増え25人、町外からの入学者が19人で、入学者総数が44人に、さらに20年度には町内の入学者が3人増え28人、町外からの入学者が19人で、入学者総数が47人に増加し、その後におきましても、平成21年度、22年度には入学者総数が50人を超え、2間口確保のための支援が成果として現れてきたところでした。

しかしながら、平成22年度の公立高等学校配置計画において、間口を確保しているにも関わらず、平成25年度には2学級から1学級に学級減の計画が打ち出されたところでもあります。

この計画による風評被害もあり、平成23年度には入学者数が39人と、1学級定員以下となり、前倒しの平成24年度からは1学級となったところでもあります。

1学級になったということで、閉校への懸念が生まれ、入学者が減少し、平成25年度には入学者が17人まで減少したところではありますが、平成26年度には国公立大学進学者授業料補助や町単費で支援員を配置するなど、さらに支援策を拡充し、その年の入学者は12人増え、29人まで増加し、うち町内入学者が14人であり、町内入学者の割合が約50パーセントまで増加したところでもあります。

町といたしましては、道立高校ではありますが、地域活性化のため、高校が必要との理念のもと、町内の子はもとより、町外の子が選択するよう、多くの予算を計上し、多様な支援策を打ち出し、存続に向けた要請活動など、数多くの取り組みを展開したことにより、入学者の増につながったという点で、一定の成果があったと認識しております。

しかしながら、設置者である道教委による、全道的な中卒者数の減少や地元進学率による再編整備を進めていくという考え方により、平成26年度の公立高等学校配置計画において、平成29年度から新得高校の募集停止が決定されたことは、非常に残念なことだと思っております。

最初の質問に対するお答えと重複してしまいましたが、新得高校の募集停止を受け、町立高校の設置検討にあたり、町には高校が必要との理念のもと、庁舎内で検討を重ね、町民との議論の場として、本年2月に意見交換会を開催したところでもあります。

町民に対する説明が少ないとのご指摘であると思いますが、意見交換会では、「材料が少ないため議論ができない」とのご意見をいただいております。

今後、議論を深めるため、専門職員を配置し、その知識、経験を活用しながら、しっかり調査研究をして、材料をそろえ、新得町に必要な望ましい高校の姿について構想し、町民の皆様にお示しできればと考えているところでもあります。

なお、この構想につきましても、町民の皆様から幅広く意見をお聞きしながら進めていきたいと考えております。

また、専門職員の配置により、その職のみにより業務を進めるということではなく、教育分野のみでは完結できませんので、産業や施設など多岐に関連することから、庁舎内の検討委員会などにおいて、関係部署と連携を図り、検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後におきましては、いろいろな場面において、町民の皆さんの意見をお伺いし、また、情報を共有しながら、町が一体となって検討していきたいと考えております。以上です。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 ぜひ今後は、若いかたにも意見が言いやすい場というものをつくっていただいて、焦らずに1つ1つ、検討していただきたいと思います。

最後に、町長に2点ほどお伺いいたします。

地域振興や人材育成の観点から、町立高校が必要であるとのことですが、町としては高校に何を求めるのでしょうか。人口が減る中、地域振興はどの町村も悩んでいることとは思いますが、若い人は生活できる、お金を稼げる地域ではないから町から出て行き、戻って来られない状態です。

そういった中で、町立高校を設置した場合、どういった生き方を若い人に見せていくのでしょうか。町長のお考えになられている地域振興の観点から見た町立高校とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

また、現在に至るまで、町民や議会に対しても説明が少なかったように思います。町としては説明する責務があると思いますが、この点についても、どのようにお考えなのかお伺いして、質問を終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。われわれ行政の役割というのは、この間職員も含めて、町民の皆さんがたに、町民の皆さんの生活を支えるのがわれわれの仕事、そのためにどういう具体的な政策を積み上げていくのか。

そして、その政策を積み上げていく中で、われわれは常に説明をしていく責任というのがある。これは職員にずっとこの間、言っていること。そういう説明責任の中で、どう合意形成を図って、そしてその政策を実行に移すか。そういう中で、いろんな職員が悩みながら、われわれも当然ですけれども、物事を進めてきている。

その上で、合意形成の中でどうしてもやはり、論点整理というのが必要になってきます。現状の中での課題を含めた問題は何か、その論点を整理した上で、町民のかたと合意形成を含めて議論をしていかないと、なかなか議論が深まらないと思っています。これが一般論。

それで、今回の高校の問題の話ですけれども、2月にやった以降の対応というのは、話を聞いている中でやはり論点といいましょうか、町民のかたとこれから議論をさらに深めるという意味では、私はやはり足りないと思っていました。

そういったことを考えると、湯浅議員とちょっと認識は違いますけれども、特に回数が多いとか、少ないとかというよりも、これからどうするかという意味で、私は特に問題ないんじゃないかなというふうに思っています。これからいくらでも、町民の皆さんの意見を聞く場が出てくるかなと、そういうふうに思っています。

その上で今度、地域振興という意味でいきます。私自身、町長という立場で、三世代のつどう町ということで、今回、4つの柱と15の重点政策を公約に掲げ、こういう立場に今おりまして、自分の最終目標というのはある意味、私自身としてやはり新得の空の下で死にたいという、そういう強い思いがあります。

その上で、総合計画を含めて、町民の皆さんと約束したことをいかにどう実行していくか、それら全てが私は地域振興というふうに思っています。その中の1つに高校の問

題がありましたけれども、教育委員会は教育委員会で、町立高校というのはいろいろ組み立てをしていっています。

その上で、必要か、必要でないかという議論というのは、私はあってもいいという、そういう立場でいます。

ただ、その在り方というのは、やはりこれから相当議論していかななくてはならないかなというふうに思っています。

やはり若者が町にいるということは、私はいいいことだというふうに思っていますので、その若者が、次の町をつくる可能性もある。定着しないかもしれない。これはそのとき、そのときのいろんな判断があるかもしれませんが、人がつどうという意味では、決して私は悪くないというふうに思っていますので、今後の議論というものを当然、注視していきたいと思っています。

その上で、さきほどに戻りますけれども、われわれは常に説明責任というのがありますので、議員からの指摘のあった説明が不足という意味については、高校だけの問題でなくて、いろんな政策に関して、われわれ職員のほうでもあらためて身を引き締めて、対応していきたいというふうに思っています。

私のほうからは以上であります。

[湯浅真希議員 降壇]

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

[村田博議員 登壇]

◎村田博議員 私のほうからは、NPO法人かりかち工房の活動場所について、質問いたします。

1. NPO法人かりかち工房の活動場所について

今年5月、かりかち工房の活動状況について、総務厚生常任委員会の所管事務調査を実施いたしました。

かりかち工房は、知的や精神に障がいのあるかたなどを対象にして、相互の親睦を図りながら、働く喜びとともに、生きがいのある生活を支援する目的で運営しています。

活動場所は、図書館裏の旧老人会館の一部を借りて活動しており、現在、14名が登録、利用しているということでした。

また、作業内容は、牛乳パックをリサイクルした押し花のはがきや、ろうそく作りのほか、町からの受託事業として公園や道路の清掃作業も実施しています。

施設内の状況を見させていただきましたが、特に作業場、休憩場所、事務室が一緒になっており、非常に狭い状況です。また、女性は、トイレで着替えをしているとのことでした。

これまでも活動場所の課題に対して、町に要望を行ってきたと聞いております。そこで、下記の2点について伺います。

1点目として、かりかち工房の活動スペースは、法律上、利用者の人数等により一定の面積的な基準があるのか、ないのか。

2点目として、これまで手狭の課題に対して、町としてどのような対応を検討してきたのか。また、今後の対応をどのように考えているのか、伺います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎**浜田正利町長** 村田議員のご質問にお答えします。

NPO法人かりかち工房は、障がいのあるかたを対象に、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進することを目的とした、障がい者総合支援法に基づく、「地域活動支援センター」に位置付けされております。

設置基準につきましては、「北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき定められておりますが、議員からの質問であります面積を含めた活動スペースの基準という点につきましては、地域活動支援センターは、10人以上の人員が利用させることができる規模を有するものでなければならないとの定めのみでありまして、面積基準という意味では、明記されていないというふうになっております。

次に2点目の検討状況についてであります。かりかち工房は、平成10年4月に旧池内ベニア事務所において、町内の知的、精神に障がいがあるかたの社会参加の場として開設されました。当初は週4日、午前中のみの開所で、通所者は6人であったと聞いております。

その後、平成11年12月には、図書館裏の現施設に活動場所を移転するとともに、平成18年にはNPO法人格を取得し、活動の充実が図られているところであります。

現在では週5日の開所で、通所者は14名となっており、重度の知的障がい者も受け入れるなど、社会参加を促進させる重要な社会資源となっております。

開設以降、通所者が増加していく中、かりかち工房の手狭問題は、平成18年12月に拡張の要望を受けて以降、対応策として、現施設駐車場への増築、図書館スペースの一部拡張、または新得市街地区屋内ゲートボール場空き地への新築移転や空き店舗改修による移転案などを、かりかち工房をはじめとした関係するかたがたと課題解決に向け協議、検討を行ってまいりました。なかなか現状が解決できないでいるという、今たいへん申し訳なく思っておりますけれども、今後においても、引き続き、早期の課題解決に向けて、対応策を検討してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎**菊地康雄議長** 2番、村田議員。

◎**村田博議員** 今、地域活動支援センターのスペースの具体的な基準は定められていないようですが、利用者数などを踏まえた相応のスペースを確保する必要があるのではないかと思います。

また答弁にもありましたが、障がい者の社会参加は、今年度施行された障がい者条例の基本理念の1つでもあり、社会参加可能な地域づくりは障がい者支援の重要なテーマとなっています。

かりかち工房は既に利用されているかたのほか、現在、家庭で引きこもっているかたがこれから社会参加しようとする際に、とても重要な社会資源であると考えます。

私としても、障がい者のかたが心穏やかに安心して生活、活動することができる環境を整備するため、施設の増改築などの早急な対応が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

◎**菊地康雄議長** 浜田町長。

◎**浜田正利町長** かりかち工房に関係するかたがたの努力によって、いろんなかたが利用されておりました。施設の所期の目的という意味では、努力の結果、いろんな課題もあるかなと思っておりますけれども、心からある意味敬意を表するというふうに思っております。そういう状況の中で、村田議員からの話というのは十分理解しております。

ということが現実的にできるのか、いろんなことを悩んでいるのも、その辺ぜひご理解をいただきたいなと思っていますけれども、なんとか議員の意向も含めて、今利用されているかたがたの環境を今以上に良くするためにも、対応というものを考えていきたいなと思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

◎村田博議員 利用者の状況を見ますと、やはり活動する場所が非常に狭いと思います。一番驚いたのは、トイレの中で着替えをせざるを得ないという状況です。利用者にとっては、安心感や落ち着いた環境というものが、活動の上で非常に大事なことだと思います。

ぜひ、施設の増改築の早急な対応をお願いして、私の質問を終わりにさせていただきます。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 いずれにしても、思いは十分分かっておりまして、私も何回か、施設を拝見させていただいておりまして、決して現状がいいという、そういう認識は持っておりませんので、なるべく早く対応できるように努力していきたいなと思っています。以上であります。

[村田博議員 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 私は今回の一般質問で、いまだかつてない質問をしたいというふうに思っています。それは何かというと、私はずっとこの間、一般質問は提案型の一般質問だというふうに思ってきました。

しかし、残念ながら、今回質問しようとする町立学校、それから歴史的建造物の保存については、私は代案を持ち合わせておりません。ですから、結論を持って対処する問題として、この高校問題と歴史的建造物について、このたいへん難しい課題について、議論をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、まず1項目目ですけれども、町立高等学校の設置は慎重にということで、質問を通告させていただきました。

さきほどの湯浅議員と非常にかぶるところもありますし、私の聞きたいところがほとんど答弁あったかなというようなこともありますけれども、私は私なりにちょっと整理をさせていただきましたので、質問を続けたいというふうに思います。

1. 町立高等学校の設置は慎重に

本年の2月1日、2日両日、新得、屈足の会場において、町立高等学校設置に向けた住民意見交換会が開催されました。町としては、地域振興と将来の担い手育成から高校は必要との説明を受けました。

この問題は道立新得高等学校の募集停止から、地域の子もたちの行き場が奪われること、地域振興、産業、企業が消えていくことの危機感から、全町を挙げて存続に向けて取り組んできたところでもあります。

残念ながら、さきほどの答弁の中にありましたけれども、道当局は将来における子どもたちの状況、あるいは新得の子どもたちの進路選択等からして、生徒の確保が難しいと判断され、間口減、募集停止、廃校の流れに至ったものと理解しております。

こうした中で、地域の子どもたちの行き場の確保と地域振興、産業振興から運動してきた結果として、跡地利用として道立高等支援学校が設置されました。設置されたことは評価すべきことと考えています。

そこで、第1点目として、湯浅議員のほうからもありましたけれども、新得高等学校存続の取り組み状況をどのように総括しているのか、お伺いいたします。

2点目として、町立高校の設置についてですが、あたかも道立高校が廃校になるから、その対策として取り組んでいるように見えてくるのですが、いかがなものですか。本当に町民が求めているものか、両会場での説明の中では、私はそういうふうに受け取れなかったということで、そういう質問をさせていただきたいと。

それから、道立高校の廃止に伴う普通科の高校を希望しているというふうに、私は思っております。町内に住まわれている子どもたちは、地域で頑張ろう、あるいは経済的環境などから地元でぜひ勉強をしたい、そんな願いをかなえたい、そんな思いから存続運動に取り組んできたと理解しています。

町が取り組んでいる町立高校の説明を聞くと、地域特性、地域資源を生かした専門学科を設置して学校の魅力化をアピール、地域教育をブランド化して、全国から生徒を募集して学校運営を行うものと説明を受けました。これらは、町民が求めているものとかけ離れていると思うのは私だけでしょうか。

町民のかたの意見を聞いても、設置されても運営がうまくいくか心配であるとのことから、町立高等学校の設置には反対との意見が多いというふうに思っております。

そこで、町立高等学校設置に関し、次の5点について考え方を伺います。

町立高等学校の設置を必要とする発端は何であったのか。地域振興を求めるのであれば、どうして高校でなければならないのか。さきほど浜田町長もお話しをしていましたけれども、そういった中では町長の考え方は、あの答弁である程度つかんだかなというふうに思っております。

この検討にあたって、町民やこの先選択する子どもたちの父兄の意見、あるいはアンケートなどでどのように把握されたか。

平成31年4月開校が可能ですか。そういうふうに説明を受けております。開校計画、町民理解の説明、施設整備、場所は、募集方法は、時期は、ということをお伺いしたいと思います。

ここで100歩譲って、町立高等学校設置が産業振興、地域振興などの理由から設置を検討するのであれば、行政側もそうした分野の組織を入れて検討しなければ、教育分野だけで取りまとめていくと、行政の思いと合致しないのではないかというふうに思いますので、これらについてお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浦山教育委員長。

[浦山兼一教育委員長 登壇]

◎浦山兼一教育委員長 長野議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問であります、道立新得高校の存続に対する取り組み状況についてですが、さきほど教育長のほうから説明がありましたが、重複しますが、ご説明いたします。

新得高校の存続運動は、これまでも間口確保に向け、町を挙げて展開してきており、平成18年度から大学進学者入学資金補助など、高校に対する支援策を拡充し、地域に根ざした特色ある高校を目指し、取り組みを進めてきたところであります。

平成19年度には町内の入学者が前年度より10人増え25人、町外からの入学者が19人で入学者総数が44人に、さらに20年度には町内の入学者が3人増え28人、町外からの入学者が19人で、入学者総数が47人に増加し、その後におきましても、平成21年度、22年度には入学者総数が50人を超え、2間口確保のための支援が成果として現れてきたところでした。

しかしながら、平成22年度の公立高等学校配置計画において、間口を確保しているにも関わらず、平成25年度には2学級から1学級に学級減の計画が打ち出されたところがあります。

この計画による風評被害もあり、平成23年度には入学者数39人と1学級定員以下となり、前倒しの平成24年度から1学級となったところでもあります。

1学級になったということで、廃校への懸念が生まれ、入学者が減少し、平成25年度には入学者17人まで減少したところでありましたが、平成26年度には国公立大学進学者授業料補助や町単費で支援員を配置するなど、さらに支援策を拡充し、その年の入学者は12人増え29人まで増加し、うち町内の入学者が14人であり、町内入学者の割合が約50パーセントまで増加したところでもあります。

町といたしましては、道立高校ではありますが、地域活性化のため、高校が必要との理念のもと、町内の子はもとより、町外の子が選択するよう、多くの予算を計上し、多様な支援策を打ち出し、存続に向けた要請行動など、数多くの取り組みを展開したことにより、入学者の増につながったという点では、一定の成果があったと認識しております。

しかしながら、設置者である道教委による、全道的な中卒者数の減少や地元進学率による再編整備を進めていくという考え方により、平成26年度の公立高等学校配置計画において、平成29年度から新得高校の募集停止が決定されたことは、非常に残念なことだと思っております。

次に2点目のご質問であります町立高校の設置に関し5点ありましたが、まず、町立高校設置を必要とする発端についてですが、1つといたしまして、先の質問に関連しますが、町には高校が必要であるという理念のもと、町を挙げて道立の新得高校の存続に関わる取り組みを続けてきたことであります。

しかしながら、その取り組みの流れで道立高校が廃校になるから、町立で運営するという考えではなく、高校という存在が地域にもたらす影響や、地方創生という点で、町が将来に向かい持続的に発展していくために、高校が地域振興に大きな役割があると考えているからであります。

その上で、2つ目の地域振興が高校である必要についてですが、医療、福祉や産業なども含めた町政のあらゆる分野において、地域振興のために政策を推進する必要があります。

高校は高等教育としての学校であると同時に、地域振興としての役割もあり、教育の充実はもとより、人材を育成し、産業の創出や地域の魅力化につなげ、町全体の活性化の一躍を担う存在になると考えております。

また、新得の豊かな環境と結びついた魅力ある教育の展開は、人口流出を防ぐだけでなく、良質な教育環境を求める都市部からの人口流入の期待が持て、高校生だけでなく、義務教育の親にとっても、魅力ある高校のある町に住みたいという思いが生まれ、将来を見据えた人口減少対策としても有効であると考えます。

3つ目の、検討にあたり町民やこの先選択する子どもや父兄の意見、アンケートなどの把握についてですが、町立高校の検討にあたりましては、2月に意見交換会を実施、町民の皆様から意見を伺ったところであります。

その際の意見といたしまして、これから高校に進学する親からの意見聴取について、ご指摘をいただいたところであります。

現時点では、町民の皆様からの意見といたしましては、この意見交換会でしか聞いておりませんが、今後におきまして、教育内容に関し、アンケートなど、意見を伺う方法は検討してまいります。町民の皆様から幅広くご意見をいただき、検討を進めてまいりたいと考えております。

4つ目の開校年次、開校計画の町民理解、施設整備、場所、募集方法などについてですが、まず、開校年次についてですが、2月に開催しました意見交換会の際には、新得高校が閉校になります31年4月を目標といたしまして、ご説明申し上げたところであります。

この点については、町に高校がない時期を作りたいくないという思いで、あくまで目標として掲げたところでありますが、今後、町民との合意形成や設置場所の選定、施設整備などに時間がかかるという認識があり、これらを勘案すると、31年4月の開校については、厳しい状況であると考えております。

今後におきましては、開校計画や施設整備、場所、募集方法など現時点においては、詳細が決まっておりますので、これらをどの時期にどのような方法で進めていくかを十分に時間をかけて検討していく必要があると考えております。

いずれにしましても、町民の皆様のご意見をいただきながら、スケジュールも含め、しっかりと検討したいと思います。

最後に5つ目の高校設置に関する組織についてですが、現状においては、教育委員会事務局において、担当している状況であります。

しかしながら、町が描く高校の姿は教育という点のみならず、議員のご指摘のとおり、産業振興、地域振興という点でも勘案して進めていくには、行政が一体となって検討していく必要があると考えます。

スケジュールは今後詰めていきますが、まずは専門職員を配置し、その知識、経験を活用しながら、学校像を構想するために調査研究を行っていききたいと思います。

また、庁舎内の検討委員会などにおいて、関係部署と連携し、状況や情報を共有し、行政全体で議論を深めてまいりたいと考えております。

その後、計画の策定に取り掛かる時期には、当然、産業との連携や施設整備など、教育委員会単独では成し得るものではなく、役場全体で作りに上げていく必要があります。

いずれにしましても、町民の皆様との合意形成に向け、行政全体でスケジュールや方針、戦略などについて、しっかり議論し進めてまいりたいと考えております。以上であります。

[浦山兼一教育委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ご答弁いただきました。さきほどもちょっと話をさせていただきましたが、今までの説明の学校ですと、相当運営に多額の費用を要するということですから、計画というか、いったんは白紙なのかなというふうに私は考えるところですが、違っていましたら、また言っていただければというふうに思います。

これから町民のかたと相談してということですから、その時点でまた議論させていただきたいと思いますが、さきほどの答弁の中で、道立高等学校への支援に対しては、私はそれは必要だったというふうに認識していますから、それは仕方なかったというか、いろんな支援をしてきたわけですから、生徒の確保につながったのではないかなというふうに認識をしているところです。

それから、本年設置されました北海道新得高等支援学校についても、現在も支援はしておりますけれども、今後としてやはりこれからも一定程度の支援というのは、必要ではないかなというふうに思っています。

だから、町立学校はどうかということではないんですけれども、そういうのが今支援しているわけですから、この間も開校したわけですから、今後やはり末永く支援が必要でないかなというふうに認識しておりますので、それらは考えていただきたいなと思います。

それから地域振興が、この辺ちょっと私の考えとぶつかるんですけれども、高校である必要性って一体、さきほど浜田町長からもちょっとお話しがありましたけれども、確かなにつながる部分もあるかというふうに思うんですけれども、私は、高校でなくてはならないというのはないんですよ。では何だというふうに言われると、それはさきほど言いましたように持ち合わせていない状況ですから、あまりのことは言えませんが。

やはり高校は、新得で父兄やその子どもたちが望んだら、普通高校だというふうに思うんですよ。普通高校で、やはり道立高校があるときも、確かに30パーセントぐらいの新得の子どもたちしか、新得高校に行かなかったというものはあるんですけれども、その30パーセントの子どもたちは、これからはずっとやはり残ってしまうと言ったら変な言い方ですが、どこかに行かないとならないというふうになると思うんですよ。

では、その30パーセントの子どもたちをどういうふうに救うのかということを、この町立高校を目指したというか、議論になったときに、それが私は議論の初めだったと思うんですよ。

だから、そういうよそにも行けない子どもたちを、30パーセントですから、10人か15、6人の話かなというふうに思いますけれども、そういった子どもたちを今後どういうふうにしていくのかなということを、やはり考えていかなければいけないのではないかなということから、専門学科でという、全国から子どもたちを集めて全寮制でという、そういう学校というのは、私は新得には必要ではないのではないかなというふうに思うんですよ。

それは、経済振興だとか、地域振興につながるという、浜田町長のお話しですから、そういう考えもあると思うんですよ。だけれども、私はやはりそういう高校という、新得に高校が必要だと最初議論したときには、私はそういう部分が始まりだったと思うんですよ。

ですから、ぜひそういうことも、今後町立学校を検討する上では、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

さきほどの専門科の、これはこれからということですから、今まで報告というか、説明を受けている中では、例えば専門の3年間、高校生として新得に来ていただいたと。どういう科目になるか分かりませんが、3年で完結しないと思うんですよ、その子どもたち。

だから、例えば福祉学科でも、介護でもいいんですけれども、介護3年間習って、では新得で人材となるかといったら、無理だと思うんです。やはりどこか専門学校に行くとか、もしくは大学に行って勉強して、さらに介護福祉士ですとか、そういうふうになっていくんですね。

そうすると、来る子どもたちにとっては、新得の3年間、何だったというふうな話になる。そういうことから、やはり専門科目の高校では、私はなかなか新得の人材育成だとか、そういったのにはつながらないのではないかという、これは私の考えですから、そうじゃないというかたもいらっしゃると思いますので、それは分かりませんが、私はそういうふうに思います。

それで、町民のかたとご相談したいということですから、ぜひそれはやっていただきたいし、今後町立学校を選択する子どもたちも含めて、父兄のご意見、アンケートなどに、やはり設置ありきで私は議論してほしくないというか、そういうことも含め、町立学校の設置についてどうなんだということで、ぜひ議論をしていただきたいというか、意見を聞いていただきたいなというふうに、私はその点を要望して今回の一般質問を終わりたいと思います。

何かあればお聞きしたいと思います。

◎菊地康雄議長 斉藤教育長。

◎斉藤仁教育長 お答えいたします。町立高校の設置につきましては、町民意見交換会を開催し、町民の皆さんに町立高校の設置について検討していくことを初めて示したものでありまして、議論の始まりというふうに考えております。

町民意見交換会から出されました意見を踏まえまして、今後議論を深めていくために、学科の構成や教育内容など、具体的な学校像の詳細を示す必要があると考えております。

その詳細を示すために、高校の教育分野に精通した職員を配置し、町民の皆さんから意見をお聞きしながら、具体的な構想をまとめていきたいというふうに考えております。

また、今議員から提案のありましたいろんなご意見につきましても、考慮しながら検討していきたいというふうに考えております。

これから、学校像がまとまり次第、議員協議会や町民意見交換会などを開催し、議論を深め、町立高校の方向性を出していきたいというふうに考えております。以上です。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ぜひ対象となる子どもたちの意見を取り入れて、さきほども湯浅議員が言われましたけれども、若い人の意見も取り入れた学校づくりを検討していただければというふうに思います。

それでは、2項目目の歴史的建造物の保存でありますけれども。

2. 歴史的建造物の保存は

町は村形邸を通して歴史を重んじる意識を高めてもらうこと、開拓者の生活の模様や労苦を肌で感じてもらうことなどを目的として、当該建物を本町の歴史の象徴として、末永く保存、活用していくことで、長い間検討されてきましたが、利用しての保存は難しいものがあり、現在まで結論が出ていないのが現状と思います。

このようなことから行政で保存することは、保存に係る多額の費用が必要ですし、今後長期に保存していくことについても、費用が必要であります。保存しながら、どう利用していくかも決まらない中での保存は、後世に重い負担を残す結果となることから、旧村形邸の保存については、「保存しない」との思い切った結論も必要と思います。

以上のように提案したいと思いますけれども、町の考え方をお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浦山教育委員長。

[浦山兼一教育委員長 登壇]

◎浦山兼一教育委員長 長野議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のありました村形家住宅は、ご存じのとおり、入植者の第一陣、村形三吉氏が明治37年頃に建築し、居住していた建物であります。

今回の保存、活用の検討は、平成24年8月、新得町郷土研究会から受理した、「歴史的建造物保存に関する要望書」に端を発しております。

要望書の中において、当該建物の所有者から、「新得の開拓遺産として有効に利活用されることを条件に建物を町に寄贈したい」といった意向が示されておりました。

教育委員会としましては、町内に現存する最古の建物であり、町の歴史を象徴する建物と言えることから、創建時の姿に修復し、後世に残していきたいと考え、これまで関係するかたがたと協議を進めてきたところです。

しかしながら、教育関係者からは一定の理解を得られたものの、歴史的な価値についての認識の違いや、解体復元には多額の経費が掛かることなどから、町民の皆様がたからは建物の保存に慎重な声も聞かれます。

さらには、建物の保存場所や活用方法などが決まらないことなどから、この間、なかなか話が進んでいない状況にあります。

教育委員会としましては、建物の傷みも年々進行している状況を踏まえ、できるだけ早期に結論を出したいと考え、この間、議会でもご説明してきたところですが、所有者に進捗（しんちょく）状況の説明をした中では、「期限は設けないので、できる限り保存に向け努力をしてほしい」という意向が示されております。

建物を創建時の姿に復元し、後世に残したいという思いに変わりはありませんが、今後は、部分的な保存や、それ以外の可能性も含めて、所有者をはじめ、関係するかたがたと相談していきたいと考えております。以上であります。

[浦山兼一教育委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野委員。

◎長野章議員 ご答弁をいただきました。所有者からは、新得の開拓遺産として有効に利活用という条件だというふうにお聞きしたところでもありますけれども、町民の皆さんの中には、歴史的建造物に対する価値観の違いというのは、私はあると思うんですね。

ですから、そういった中で言い切ってしまうのはいけないと思うんですけれども、やはり大多数の人が保存する必要性というのは、やはり感じていないというふうに私は思っているんですね。これは、教育委員会と私の考え方が違うのかもしれないけれども、思います。

そういった中でやはり、今もご答弁がありましたけれども、教育関係者というか、そういう要望をされたかたもいますので、一定程度そういう理解は得られていると思うんですけれども、やはり町民の皆さんの中には、なかなかこれは、さきほど私も言いましたけれども、委員長の答弁の中にもあったのですけれども、所有者のかたはもう少しゆっくり考えてもいいということなんだけれども、いつ壊れるかというのがやはり。

そういった中で、ある程度やはり私は所有者のかたにも、今後どういうふうにしていくかというのは非常に気になる場所だというふうに思いますので、町として、やはり一定程度、結論を早くするべきでないのかなと。

このままでいくと、現在も利活用は決まっておりませんので、これからどのくらいの日数をかけて、利活用というのを打ち出すのか、よく分かりませんが、やはり相手のあることですから、なるべく早く決めてあげて、どういうふうにするのかというのをやはり決めてやるべきだし、そういったのが教育委員会として本当に努力するべきでないかなというふうに思います。

町民の皆さんの意見を伺ってということもありますので、早く意見を伺って、結論を出すように私のほうから要望して終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 斉藤教育長。

◎斉藤仁教育長 お答えいたします。教育委員会といたしましては、旧村形邸につきまして、歴史的建造物として保存していきたいという考えは持っておりますが、仮に建物が残されたとしても、開拓当時の住居がこれまで110年存在しているという事実と、当時生活していた住居の姿は何らかの形で後世に残していきたいと考えており、そのための資料づくりが必要かなというふうに考えております。

現在のところ、教育委員会としてだけの考えでは決めていくことはできませんし、今の段階でいつまでといった具体的な時期については明言できませんけれども、多くのかたに理解を得られるような形で、結論を出していきたいというふうに考えています。それにはもう少し時間がかかりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。以上です。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ぜひ町民の皆さんの意見を聞きながら、早急に私は結論を出していただきたいなというふうに思います。

またどこかの時点で議論をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これで終わります。ありがとうございました。

[長野章議員 降壇]

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 通告に従いまして、1項目ご質問させていただきます。

1. 役場庁舎耐震対策は

2011年3月11日発生した東日本大震災を契機に、多くの自治体が所有施設の耐震診断を行いました。新得町もしかりであります。

その結果、耐震強度のあるもの、ないものが明確になり、耐震強度のない施設には、耐震補強を行う等、処理がなされてきたところであります。

そこで、築47年のこの役場庁舎の問題であります。

過去の耐震診断により、耐震補強が必要と結果が出ておりますが、まだ、補強工事は行われておりません。

災害等有事の際には、間違いなくこの役場庁舎が対策本部になるわけでありますから、町民の皆さんの安全安心のためにも何らかの対応が必要と考えます。町長の考えをお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 貴戸議員にお答えいたします。

役場庁舎耐震対策についてであります。昨年12月定例議会で長野議員にもお答えしておりますが、現在の庁舎は、お話しのとおり、既に築47年が経過しております。

また、耐震診断を平成25年度に実施した結果、耐震指標のI S値基準の0.75を下回る結果が出され、震度6弱の地震で倒壊する危険性があることの報告を受けております。

今後の対応といたしましては、さまざまな課題があるため、いろんな角度から検討していかなければならないと考えております。

耐震補強または改築を行うにしても、財源確保の課題があり、前にもお話ししましたが、今後福祉施設などの住民生活に直接関わる施設整備が計画されており、その中で優先順位を考慮すべきと考えているところであります。

また、現庁舎の耐用年数の問題であります。耐用年数は、約70年と言われております。今後残り23年ほどとなっておりますので、耐震補強をしたとしても、耐用年数が延びるわけではないことから、その費用対効果を勘案して検討しなければならないと考えております。

いずれにしても、庁舎の在り方については、いずれは議論が必要だという認識をしておりますので、論点整理を踏まえた上で、庁舎内で検討委員会を設置し、対応していきたいと考えております。以上であります。

〔浜田正利町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 町長の立場でいえば、ほかにいろんな課題があるから、役場庁舎に手を付けるのは一番最後だと、こういうような思いがあるのかなと。

この質問は、何が何でも耐震補強をやれという質問じゃないので、要するに4月14日に熊本で大きな地震が起きて、その中で、宇土市役所の庁舎の4階部分が損壊座屈して、今使えない状態。あれはもう壊すしかないんですけれども。

あの宇土市役所というのは、昭和40年に建設された建物だそうです。それで、平成15年に耐震診断をやってもう持たないと、震度5強かそのくらいで崩壊する可能性があると言われた。

ところが財源がなくて、また構造上耐震補強ができないようなタイプの建物だったと。そうすると新築を考えなくてはいけない。

それで、いろいろ経緯があったようで、一番最初には平成の大合併のときに隣町と合併して、合併特例債を使って市庁舎を建て替えしようと思ったらしいのですが、隣町に振られてしまって、合併できなかったと。財源がないので、今までずっと引っ張ってきて、4月14日に市民に対して庁舎建て替えのアンケートを出したその日に被災して、使えなくなったという経緯があるんですね。

だから、地震とかうんぬんとか、いつ来るか分からないし、財源の問題、もちろんあるので、この辺は慎重に検討していかななくてはいけない問題だろうというふうに思っている質問だということなんです。

それでもって、十勝管内で新得の庁舎と似たような形の役場庁舎が2つの町で耐震補強、改修を行っています。どちらも3年ぐらい前だったと記憶していますけれども、1つは鹿追町です。鹿追町は耐震補強と外壁の塗装関係をやっている。たぶん工事請負費は3億7,000万円ぐらいだと。これは実施設計から入れれば、だいたいおおむね4億円ぐらい、お金が掛かると。

それからもう1つは浦幌町。浦幌町は、耐震補強と断熱関係の工事で7億円掛けて補

強をやったと。

たぶん町長の頭の中にもあると思うんですけども、7億円掛けて補強をやったとしても、その建物の寿命はいつまでも70年なら70年耐用に対して、だんだん年数が短くなっていく。

新得町、70年を基準にすれば、今残り23年。では23年で、耐震の強度がないわけですから、何かやらなくてはいけないというものを明確に考えなくてはいけない。

例えば浦幌町みたいに庁舎の問題点をあぶり出して、これもやるんだったら一緒に改修したいとか、補強もやりたいとかとやっていくと、恐らくとんでもないお金が掛かるようになっていきます。

新得町、ものすごい涙ぐましい努力といたしますか、例えばあそこ（議場）にあるファンヒーターなんか、ほかの施設で使わなくなったようなものを引っ張ってきて付けたり、たいへん努力しているわけです。

だから、今すぐに何をやるという話ではないんですけども、そういったこれからの取り組みをやるときに、今町長が庁舎内で検討会をつくってやっていきたいという考えをおっしゃいましたけれども。

私がお願いしたいのは、新得町内に長く建築関係の仕事をやってきた有識者もいます。それから役場を卒業した有識者もいます。新得町が長い間付き合ってきている、例えば設計事務所とかコンサルタントとか、どうせ検討会をやるのだったら、そういった人たちを入れて、この庁舎の耐震補強以外の問題部分や何かをあぶり出して、そして根本的にどうしたらいいかという結論を導くような検討会をつくったらどうかというのが、私の考え方。絶対こういう考え方をしても、恐らく2年とか3年かかるんです、月日は。

そうすると今度は、比較対象の話になります。耐震補強をやるのに、例えば浦幌町と同じように7億円ぐらい掛かると。では、新築のほうを考えたときに、例えば12億円ぐらいでできそうだったときの費用対効果の問題、そこまで私は議論して、これからの役場庁舎の問題を解決すべきだというふうに思っている。

その第一歩して、外部の人、町民の皆さんに参加してもらう形の中での問題解決のための検討会を設置すべきじゃないかというのが、今回の質問の趣旨であります。もう一度、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 さきほど答弁させていただいたんですけども、いずれは本当に議論が必要だという認識については私も持っておりまして、論点整理という中で、どう整理していくかなんですけども、その中で、最初からそういったかたがたを含めて議論を積み上げていくのがいいのか、若干素人判断もあるかもしれませんが、まず、内部だけで議論を深めていくのがいいのか、ちょっと今、結論を出せませんが、議員からの話は十分分かりましたので、その意向を含めて、あらためて担当のほうとも協議をしながら、対応していきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 役場庁舎内でいろんなそういう検討会をつくって、どうやって進めていくかと、議論をしてもらうのも一向に構わない。具体的な案件になったときには、外からの人たちを入れる形で、また町民も参加してもらう形の中で、この役場の問題、庁舎の問題を考えていただければいいのかなと。

その上で、どうしても財源の問題になってしまうので、財政との絡みが出てきますか

ら、その辺も勘案して、もう、すぐやれなんて言ってもできないのは分かっているわけですから、その辺も基本的にそういう段取りをして、そして町民の皆さんに説明して、これだけのお金が掛かるけれどもとか、もう少し先延ばしさせてくれとか、やはりそういう1つの結論をある程度、平成25年に強度がないと出てもう3年になるわけですから、やはりある時期までには、明確な答えを町民の皆さんに説明しなくてはならないときが来るだろうと。

何よりも、やはりこの庁舎で1番働いているかたは、今、ここ（議場）に並んでいるかたたちですから、その人たちの安全も含めて、議論していただければいいなというふうに思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 分かりました。

[貴戸愛三議員 降壇]

◎菊地康雄議長 これにて一般質問を終結いたします。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、6月15日の1日間休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、6月15日の1日間休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時15分)

平成２８年第２回新得町議会定例会（第３号）

平成２８年６月１６日（木曜日）午前１０時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第２号）
１	議 案 第 ４ ５ 号	教育委員会教育長の任命同意について
２	議 案 第 ４ ６ 号	町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
３	議 案 第 ４ ７ 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
４	議 案 第 ４ ８ 号	教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
５	議 案 第 ４ ９ 号	平成２８年度新得町一般会計補正予算
６	議 案 第 ５ ０ 号	平成２８年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
７	議 案 第 ５ １ 号	議員派遣の件
８	意 見 案 第 １ 号	審査結果について
９	意 見 案 第 ２ 号	審査結果について
１０	意 見 案 第 ３ 号	審査結果について
１１	意 見 案 第 ４ 号	審査結果について
１２		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告（第２号）

議 案 第 ４ ５ 号 教育委員会教育長の任命同意について

議案第46号	町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等 の一部を改正する条例の制定について
議案第48号	教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する 条例の制定について
議案第49号	平成28年度新得町一般会計補正予算
議案第50号	平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第51号	議員派遣の件
意見案第1号	審査結果について
意見案第2号	審査結果について
意見案第3号	審査結果について
意見案第4号	審査結果について 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜 田 正 利
教 育 委 員 会 委 員 長	浦 山 兼 一
監 査 委 員	下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	田 中 透 嗣
総 務 課 長	武 田 芳 秋
地 域 戦 略 室 長	佐 藤 博 行
町 民 課 長	渡 辺 裕 一
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一
施 設 課 長	鈴 木 隆 義
税 務 出 納 課 長	木 村 秀 光

児 童 保 育 課 長	鈴 木 貞 行
消 防 署 長	増 田 和 彦
屈 足 支 所 長	金 田 将
庶 務 係 長	小 林 健 利
財 政 係 長	桑 野 恒 雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	斉 藤 仁
学 校 教 育 課 長	石 塚 将 照
社 会 教 育 課 長	岡 田 徳 彦
学 校 教 育 課 長 補 佐	嶋 倉 一 寿

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	初 山 一 也
---------	---------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	西 山 喜 代 司
書 記	菊 地 克 浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第2号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。(武田総務課長 退席)

(宣告 10時01分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時01分)

◎日程第1 議案第45号 教育委員会教育長の任命同意について

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第45号、教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第45号、教育委員会教育長の任命同意について、ご説明申し上げます。

この6月30日をもちまして、斉藤仁教育長が一身上の都合により、任期途中でありますが、辞職されることになりました。斉藤教育長には、現在まで2期、通算では残任期間含め、平成24年10月から3年8カ月間、教育長を務めていただきました。本町の教育行政に多大なるご尽力を賜り、そのご労苦に感謝を申し上げるしだいであります。

そして、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づく新教育長として、住所、新得町西1条南4丁目1番地7、氏名、武田芳秋氏を任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

なお、新制度による任期は3カ年であります。

武田氏は、昭和31年10月29日生まれの現在59歳であります。本町で生まれ育ち、千葉商科大学経営学部を卒業後、昭和54年4月から本町職員として務められ、庶務係長、財政係長、保健福祉課長、総務課長などを務めて来られました。人格高潔で温厚誠実にして勤勉であり、行政全般に精通していることから、新教育制度に基づく教育長として適任と存じますので任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12人ですが、議長を除くと11人であり
ます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、3番、湯浅佳春議員、4番、佐藤幹也議員、5
番、貴戸愛三議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、3番、湯浅佳春議員、4番、佐藤幹也議員、5番、貴戸愛三議員を立会人に
指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、教育委員会教育長の任命同意について、同意を可とする議員は賛成と、否と
する議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになって
おります。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

3番、湯浅佳春議員、4番、佐藤幹也議員、5番、貴戸愛三議員、開票の立会人をお
願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数	1 1 票、
そのうち有効投票	1 1 票、
無効投票	0 票。

有効投票中 賛成 11 票、
反対 0 票、
以上のとおり、賛成が全員であります。
よって、本件は同意することに決しました。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。(武田総務課長 復席)

(宣告 10時07分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時07分)

◎日程第2 議案第46号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第2、議案第46号、町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については提案理由の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第47号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第47号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2 ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員長と教育長を一本化した特別職の教育長を設置するため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、第1条では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第2条で、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正となっております。

2 ページ目を御覧ください。

下段にあります改正内容でございますが、1、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表から教育委員長を削除するものであります。

2、特別職の職員の給与に関する条例に、教育長の給料を58万1,000円とする規定を追加するものであります。

3、附則において、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止するものであります。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

附則といたしまして、第1項、この条例は、平成28年7月1日から施行するものであります。

第2項、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は、廃止するものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第47号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第48号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第48号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第48号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、ご説明いたします。

2 ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第11条第5項の規定により、新たな教育長について、職務専念義務が課せられたことにより、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

法改正前の教育長は、一般職として地方公務員法第35条により、職務専念義務の規定が適用されていましたが、新たな教育長は特別職となるため、その規定が適用されなくなります。

しかし、改正後の法律によりまして、法律または条例に特別な定めがある場合を除くほか、その勤務時間内における職務に専念する義務を課す規定があり、そのため、一般職同様、勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の免除を規定するものであります。

1 ページに戻っていただきまして、第1条では、条例の趣旨を規定しております。

第2条では、一般職と同様、勤務時間、休暇等について規定しております。

第3条では、同じく一般職と同様、職務に専念する義務の免除について規定しております。

2 ページ目を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は、平成28年7月1日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

〔武田芳秋総務課長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第48号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第49号 平成28年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第5、議案第49号、平成28年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

〔田中透嗣副町長 登壇〕

◎田中透嗣副町長 議案第49号、平成28年度新得町一般会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528万4,000円を追加し、予算の総額を78億4,706万6,000円とするものでございます。

5 ページの歳出をお開きください。

8 款、土木費の道路維持費、15節、工事請負費では、排水管の老朽化に伴い、駅前広場排水側溝改修工事を新たに計上してございます。

総務費、28節、繰出金では、公共下水道事業特別会計への補てん的繰出金を増額して

ございます。

10款、教育費の事務局費、1節、報酬および9節、旅費では、町立高校設置検討に係る専門員の報酬、費用弁償をそれぞれ新たに計上してございます。

4ページ、歳入を御覧ください。

18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、公共施設整備基金と財政調整基金をそれぞれ増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 5ページの教育費の事務局費、専門員の報酬と旅費についてちょっと質問したいと思います。

町立新得高等学校設置に係る専門員の配置であります。14日の一般質問でも湯浅議員、長野議員の質問で議論いただいたところですが、平成26年9月に、議員の一般質問で、町立高校設置について議論をしていいのではないかとの話から、このことが議論になったわけではありますが。

新得町では、現在ある道立の普通科の高校の存続運動を続けてきましたが、残念ながら今年度を最後に募集停止になりました。そこで、地元には高校が必要であるということで運動をしてきたのだから、道立高校が廃止になれば町立の高校をとということで、その設置に向けて学科の構成や教育内容等の検討をするために、専門員を配置して検討をするということですが、現在町民の多くは、町立高校の設置には今後の人口の減少や子どもの減少を考えると、大きな負担になると。町外の子どものための高校設置は、重荷になるということを心配している町民が非常に多くおります。

今まで、町民に対しての説明会は1回、2会場で行われただけでありますので、どういう高校像かを検討する前に、町に町立高校が必要なのか、町民の理解を得てから専門員の配置を考えていいのではないかというふうに思いますが、お答えいただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 お答えいたします。まず、町立高校が町に必要なのか問いてから、専門員の雇用をしたらいいのではないかということだったのですが。

まず、町民の皆様に必要なのかということをお示しする前段に資料を集めて、ご説明したいと思います。その際に、専門的知識を持たれています専門員、予定されているかたのアドバイス等を受けまして、いろいろな面でこちらの考えをまとめまして、ご説明していきたいと考えているところです。以上です。

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 私はこの補正に反対するわけではありませんが、町外からの特別な何かの顔ということにたぶんなるのだろうというふうに思いますが、そうした場合に、町外からの生徒の募集については、今日まで高校存続のため相当の支援で、一定の成果はありましたが、なかなか難しいことは教育委員会でも十分理解している、一番分かっているのではないかというふうに思っております。

町民の理解が得られないままに進めても、結果、無駄になることと思いますし、専門員の配置は7月からと説明を受けていますが、町民の理解を得てからの執行を重ねて要

望したいというふうに思います。

◎菊地康雄議長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 重ねてになりますが、まずどんな高校になるか、たたき台をまずお示しした上で、高校が必要なかどうかというのを町民の皆様にお諮りしたいと考えています。

その際に、どうしても専門員、知識を持たれたかたのお助けが必要だと考えております。その中で検討していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 私はそういうことも大事だというふうに思います。

しかし、町が委託して、いろんなこういう方法ならできるとか、こういうことがいいと出てきた場合に、町としては基本的にどういう範囲で出てきた場合に「やめる」という判断をするのか、あるいは「やる」という判断をするのか、そのラインというのですか、その辺というのはある程度持って専門員にお願いしないと、「つくったほうがいい」ということは、たぶん私は出てくるのではないかなと思うんですけども、そのときにどう判断するかというのは、やはり一定の町の考え方というのは持って、専門員を配置してお願いするべきでないかなというふうに思っているところです。

ですから、十分その辺を、2年近くになるわけです、この話が出てから。町民に対して1回しか説明していないんです。そして、その1回も、私も出席させてもらいましたがけれども、本当に何人かの人で、確かに「よその生徒を受け入れるための学校があってもいいんじゃないか」という意見もありましたけれども、さきほど言いましたように、先々のこと、人口のことだとか、子どもの減少等を考えていくと、将来の人たちに負担を残すということは問題だという意見もあったわけですから、その辺を詰めて、もうちょっと説明をして、町民の理解を得てからにしたほうが、私はいいのではないかなというふうに思います。

何の理解もなしに、ただどうかと言っても、ちょっとどうなのかなという気がするものですから、その辺をよく検討、もう少し何回か説明して、やはり町民の理解を得るための努力をもっとしてからでいいのではないかなと、そういうふうに思うわけです。

◎菊地康雄議長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 今回の専門員の設置につきましては、その町民説明のための、本当のたたき台をつくるためということで考えております。

そのたたき台をつくる段階において、町民各位のご意見をいただきながら、たたき台をつくっていくとともに、たたき台ができ次第、さらに町民の意見交換会等につなげていきたいと考えております。

また、設置不可と、いつ判断するかということになりますが、現時点ではいつ判断するかということは申し上げられませんが、今後進めていく中で、町民との意見交換により、高校設置により新得町の将来が描けないということが浮き彫りになりましたら、設置できないという判断をしていきたいと考えております。

判断するラインについては、町民の皆様のご負担により進めていく町の施策であるということから、費用負担等を精査しまして、形あるものをお示しし、まず町民との合意を進めていきたいと考えております。

◎菊地康雄議長 ほかに。8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 私からも、趣旨は全く同じなんですけれども、本当に町民の皆さんの

理解というのは、必ずしも得ていない中での専門職の配置で検討するというものですから、検討することそのものは私も否定はしませんから、大いにやっていただきたいのですけれども。

ただ、14日の一般質問の中でも、開校の目標は必ずしも普通高校が終わる段階はこだわっていないということですよね。それらも含めると、いつまでも検討しましょうみたいな印象もひとつあるし、さきほどの柴田議員の質問に対して、いつまでにその結論、町民へたたき台を仮に示すとしても、いつまでということについては、明確な答えはなかったのですけれども、最低でも、なんとか1年以内に検討できるような町民の皆さんの合意形成というのか、そういうようなことができないものなのか。

ということは、少なくとも、新得高校普通科がまだここにある段階、かつ基本的な姿勢としても行政も、ずっと閉校になっても必ず高校がそこにあるという基本姿勢は持っていたわけですから。そうすると、閉校イコール新しい町立高校設置というのが望ましいわけですから、仮に開校するとすれば。

であれば、やはり早急な検討が求められてくるような感じがする。今まで何年もかかったわけですから、町民の皆さんへのさまざまな議論もたった1回しかやっていないわけですから。これは結構町民の皆さんもいろんな意見がありますから。当然議会もあるだろうと思います。

となると、やはり早急に一定の専門的な、費用も含めてまとめて、1年以内に検討するぐらいの姿勢を今日の段階でも示されないのか、伺っておきたいと思います。以上です。

◎菊地康雄議長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 お答えいたします。今回、たたき台をつくるために専門員を雇用するわけですが、そのたたき台については、今年度内に作成いたしまして、意見交換会のほうに進めていきたいと思っております。

ただ、開校、31年末については、現在28年度であります。もし、たたき台ができて、うまくいきまして、来年、今度基本計画等を策定していく形となろうと思います。

その後、30年度となるんですが、開校の1年前には、実際に開校の準備室というので、開校準備作業が必要となっていきます。それを考えますと、31年度末の開校はやや難しいかなと今、考えております。

ただ、ずるずると先延ばす考えはいたしておりません。できるだけ早く開校したいという考えではおります。以上です。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 視点を変えまして、全てが専門職のかたにいわゆる学校像も含めて、任されているような感じがしないわけではありませんが、私は行政としてやるのであれば、行政全体としても例えば町立高校を設置するとしたらこうあるべきだというものも、当然教育以外の問題も、増して、地域振興もあるわけですから、当然そういう組織とか、委員会かどうかは別にしても、検討すべき組織があってもいいのかなと、それも並行してやっていくべきかなと。もちろん前後するものもありますから、専門的なシェアがなければ、検討できないというものもあるのは分かっているのですけれども。

そういった行政的なサイドでの体制はどうなるのかなと。ちょっと視点は変わってしまいますけれども、その辺についても伺っておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 長野議員の一般質問にもお答えいたしました。教育だけでやる考えはございません。産業ですとか、地域振興の分野、庁舎内で検討する体制を整えていきたいと思っております。

また、さきほども申し上げていますが、たたき台をつくるにあたりましては、各町民のご意見をいただきながら、検討していきたいと考えております。

◎菊地康雄議長 ほかに。3番、湯浅佳春議員。

◎湯浅佳春議員 この問題で、町民のかたがたが心配されているのは、この専門員というかたが選ばれているということを経営された段階で、これはもうつくるんだと。専門員ができたことで「もう町立高校をつくる方向に進むのですか」ということを、私も聞かれることがあるんですね。

そこで、専門員を選んだということが、「学校をつくる前提ではない」ということを町民に知らせれば、少し町民のかたがたも一緒に考えてくれるのかと。こういうのが先走りすることによって、反発のほうが強くなるような気もするものですから、ちょっとそういったことをお願いしたいと思っています。

◎菊地康雄議長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 今回の専門員は、あくまで「設置を検討するための専門員」であります。そういうことでご理解いただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 3番、湯浅佳春議員。

◎湯浅佳春議員 議員はそういった説明を受けていますけれども、町民はそういった説明を受けていないので、何らかの形でそういったことではないと、「事前の段階で検討するための専門員です」ということを、広報を通じてでも、何らかの形でぜひ知らせるべきかなと思います。

◎菊地康雄議長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 分かりました。その旨広報等を通じて、お知らせしたいと考えております。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第49号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第50号 平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第50号、平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第50号、平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729万9,000円を追加し、予算の総額を2億5,933万8,000円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費の11節、需用費から14節、使用料及び賃借料では、オダッシュ通り側道線、北側埋設の下水管路破損に伴う応急対応として、仮設ポンプ設置に伴う燃料費、仮設ポンプ所点検業務委託料、仮設ポンプ等賃借料の費用を増額し、下水道管復旧に係る新得汚水2号幹線設計業務を新たに計上してございます。

4ページ、歳入を御覧ください。

4款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整として、一般会計繰入金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第50号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第51号 議員派遣の件

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第51号、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

本件は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱い、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取扱いは、あらかじめ議長に一任することに決しました。

◎日程第8 意見案第1号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第8、意見案第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第1号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第9 意見案第2号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第9、意見案第2号、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第2号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第10 意見案第3号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第10、意見案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善に向けた意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第3号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第11 意見案第4号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第11、意見案第4号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第4号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第12 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第12、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎菊地康雄議長 ここで、浦山教育委員長から発言の申し出がありますので、これを許します。浦山教育委員長。

◎浦山兼一教育委員長 はじめに、このような場を設けていただきましたことに対し、お礼申し上げます。

教育委員長を2年3カ月、務めさせていただきました。浜田町長、菊地議長はじめ、ここにいらっしゃいます皆様のおかげで業務を全うすることができ、たいへん感謝しております。ありがとうございます。

教育委員の任期は残り1年3カ月ありますので、微力ながら引き続き、教育行政の力になれるよう努力してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

この議場で議論しました経験は、私の人生でも最も貴重な時間となっております。今後新得町がより住みやすい、より住みよい地域になりますことを願いまして、教育委員長としての最後のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎菊地康雄議長 つづいて、斉藤教育長からも発言の申し出がありますので、これを許します。斉藤教育長。

◎斉藤仁教育長 議長のお許しをいただきましたので、退任にあたりまして、一言、ごあいさつさせていただきます。

平成24年10月から、教育長として3年8カ月間、務めさせていただきましたが、新教育委員会制度の導入に合わせ、6月末をもって退任することになりました。これまで、議員の皆様には、ご指導、ご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

私は、昭和53年4月に役場に採用になりまして、今日まで38年間となりますが、そのうち教育委員会では、学校教育課、社会教育課、教育長と合わせて、半分近くの約15年間、仕事をさせていただきました。

国におきましては、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築として、英語や道徳の教科化、小中一貫教育やコミュニティスクールの導入、新学習指導要領の改訂など、さまざまな教育改革が進められております。

教育委員会にはいろいろな課題が山積する中で退任することにつきましては、非常に恐縮に思っておりますが、これからは一人の町民として、本町および町議会のますますのご発展をご祈念しております。

最後になりますが、議員の皆様にはたいへんお世話になり、お礼を申し上げますとともに、ご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、退任にあたってのお礼の言葉といたします。

長い間、ありがとうございました。

◎閉 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。よって、平成28年定例第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時43分)
